許可番号　第０７４１００７３８０６号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住　所　　広島県呉市広多賀谷一丁目９番７９号

氏　名　　株式会社　岩本商店
　　代表取締役　岩本　真継

廃棄物の処理及び清掃に関する法律　第１４条第１項　の許可を受けた者であることを証する。

呉　市　長　　新　原　　芳　明

許　可　の　年　月　日　　令　和　６　年　８　月　１９　日

許　可　の　有　効　年　月　日　　令　和　１１　年　８　月　１８　日

１．事業の範囲
事業の区分
収集運搬（積替え・保管行為を含む。）
産業廃棄物の種類
【積替え・保管行為を含まない】
・燃え殻（判定基準に適合しないものを除く。）
・鉱さい
・ばいじん（判定基準に適合しないものを除く。）
（これらのうち，石綿含有産業廃棄物を含み，水銀使用製品産業廃棄物，水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）
【積替え・保管行為を含む】
・汚泥（判定基準に適合しないものを除く。）
・廃油
・廃酸
・廃アルカリ
・廃プラスチック類（廃容器包装を含み，廃プリント配線板及び自動車等破砕物を除く。）
・紙くず
・木くず
・繊維くず
・動植物性残さ
・ゴムくず
・金属くず（廃容器包装を含み，廃プリント配線板，鉛蓄電池の電極，鉛製の管又は板及び自動車等破砕物を除く。）
・ガラスくず，コンクリートくず（工作物の新築，改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず
（廃石膏ボード及び廃容器包装を含み，廃ブラウン管及び自動車等破砕物を除く。）
・がれき類
（これらのうち，水銀使用製品産業廃棄物及び石綿含有産業廃棄物を含み，水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）
以下余白

２．積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類，積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
裏面記載のとおり

３．許可の条件
余　　白

４．許可の更新又は変更の状況
令和６年１１月１３日　　更新許可
令和８年　５　月　８　日　　変更届出（事務所の変更）
令和８年５月２５日　　変更届出（積替え保管場所の変更）

５．規則第９条の２第８項の規定による許可証の提出の有無　　有　・　~~無~~

備考
市長が交付する許可証については，積替え許可の有無の記載は不要とすること。

【裏面】許可番号　第０７４１００７３８０６号

積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類，積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

	所在地	面積	産業廃棄物の種類	保管上限	積上げ高さ
1	〃	2.0 ㎡	汚泥	2.0 ㎥	容器保管
2	呉市広多賀谷一丁目１４２８番７	12.0 ㎡	廃油	12.0 ㎥	屋内容器保管
3		12.0 ㎡	廃酸	12.0 ㎥	屋内容器保管
4	呉市広多賀谷一丁目１４２８番７，１０	12.0 ㎡	廃アルカリ	12.0 ㎥	屋内容器保管
5	呉市広多賀谷一丁目１４２８番７	2.0 ㎡	廃プラスチック類	2.0 ㎥	容器保管
6		2.0 ㎡	紙くず，木くず，繊維くず	2.0 ㎥	容器保管
7	呉市広多賀谷一丁目１４２８番１０	8.0 ㎡	動植物性残さ	8.0 ㎥	屋内容器保管
8	呉市広多賀谷一丁目１４２８番７	2.0 ㎡	ゴムくず	2.0 ㎥	容器保管
9		2.0 ㎡	金属くず	2.0 ㎥	容器保管
10		2.0 ㎡	ガラスくず，コンクリートくず及び陶磁器くず	2.0 ㎥	容器保管
11		2.0 ㎡	がれき類	2.0 ㎥	容器保管
12		12.0 ㎡	廃プラスチック類，金属くず，ガラスくず，コンクリートくず及び陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物）	12.0 ㎥	屋内容器保管

以下余白